

さ情審査答申第116号
平成27年 3月13日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成26年9月18日付けで貴職から受けた、「さいたま市とアモリ・スポーツ・オルガニゼーション（ASO）との契約内容（2013年）および2014年分」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成26年6月16日付け市スス振第1236号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 6月2日で当方が請求した文書（情報）を取得していないとの不開示決定には納得できません。実質的に持っていることは職員も認めていました。決定を取消して公開して下さい。
- (2) 6月26日、情報公開コーナーにて情報提供することは可能とされていましたが、それなら、木で鼻をくくるような「不開示」の決定をするのではなく、情報公開請求日の補正をすれば、公開できたはずで、当方は毎日新聞5月27日付で「契約内容を全面公開 市と仏メディア企

業「非公開批判受け」との記事により、市が保有しているとの事実認識で請求したものです。保有していないならなぜ、新聞社の記事となっているのでしょうか。間違いならば記事の訂正を求めたのでしょうか。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 さいたまクリテリウムについては、平成25年度は公益社団法人さいたま観光国際協会が、平成26年度はさいたま市市民・スポーツ文化局スポーツ文化部スポーツ振興課スポーツイベント室が事務局として事務処理を担っている。
- 2 本件処分については、異議申立人より行政情報開示請求がなされた平成26年6月2日の時点で、請求に係る行政情報を市として実行委員会から取得していなかったため、平成26年6月16日付で不開示の決定をするとともに、平成25年度及び平成26年度の実行委員会より当該情報を取得して情報提供を行う旨、異議申立人に通知した。

なお、上述の情報提供資料の閲覧を異議申立人は拒否したこと及び平成26年8月18日付で異議申立人より異議申立てに係る処分の前提となった内容を含む行政情報開示請求が改めてあったことから、平成26年9月1日付で行政情報一部開示決定を行い、平成26年9月9日に当該契約内容を開示している。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件対象行政情報について
本件対象行政情報は、異議申立人から平成26年6月2日付けで開示請求があり、同月16日付けで文書不存在を理由として本件処分が行われた「さいたま市とアモリ・スポリ・オルガニザシオン（ASO）との契約内容（2013年）および2014年分」であり、異議申立人はこれを不服として異議申立てを行ったものである。
- 2 本件処分の妥当性について
 - (1) 今回の異議申立ての争点は、行政情報開示請求がされた平成26年6月2日に実施機関が当該情報を取得していたか否かである。当審査会で調べたところ、実施機関は平成26年6月13日に当該情報を取得している。当該情報は2013年のものは平成26年6月13日付け市スス振第1220号により公益社団法人さいたま観光国際協会から、また2014年のものは平成26年6月13日付け市スス振1221号によりさいたまクリテリウム実行委員会から取得されている。この事実について

て、疑いを入れる余地はない。したがって、行政情報開示請求日である平成26年6月2日には実施機関は当該情報を取得しておらず、文書不
存在により不開示とした本件処分は妥当である。

(2) ところで、異議申立人は、「職員が当該文書を実質的に持っていることを認めていた。決定を取消して公開してください」と主張している。この点について実施機関に確認したところ、前記第4 2(1)のとおり、実施機関は当該文書を平成26年6月13日に取得したが、平成26年6月2日の行政情報開示請求時点では取得又は作成しておらず、当該開示請求に基づく開示はできない。しかし、異議申立人に対応した職員は、実行委員会事務局において当該情報に接することのできる立場にあったが、実行委員会の保有文書とさいたま市（実施機関）の保有文書は、それぞれ独立の主体に保有される別個のものであることを前提にして対応したものであり、それは、当該不開示決定の当否に影響を及ぼすものではない。

(3) こうしたことを踏まえて、実施機関は、平成26年6月16日の行政情報不開示決定通知書の備考において、契約書情報は公益社団法人さいたま観光国際協会及びさいたまクリテリウム実行委員会から取得したので、情報提供することは可能と伝えた。このことは、前記第4 2(1)のとおり異議申立人の求める当該情報が行政情報開示請求日後に実施機関において取得されたので、この情報提供を異議申立人の求める情報取得の便宜のため伝えられたもので、情報公開制度の円滑な推進に沿うものであると思料する。情報公開条例第21条（情報公開の総合的な推進）の運用では、「市民から市政に関する情報の閲覧等の求めがあった場合（中略）明らかに提供に支障がないと判断できる場合は、開示請求の手続きをとるまでもなく積極的に情報の提供を行うよう努めるもの」とされている。当該文書を情報公開コーナーで情報提供することを可能と伝えた実施機関の行為は、異議申立人が再度の行政情報開示請求の手続きを経ることなく当該情報を取得できるよう、この運用によったものである。

(4) なお、異議申立人は、行政情報開示請求日の日付けを（実施機関で）補正して開示すればよいと異議申立書に述べているので、以下のとおり考察する。

行政情報開示請求は、さいたま市行政手続条例（平成13年さいたま市条例第22号）第2条第4号に定める「申請」に当たる。かかる申請があったときに、実施機関は取得し又は作成し、保有している情報を調べ、特定し、情報の開示・不開示について情報公開条例の各条文に基づ

き判断するものである。したがって、行政情報開示請求日において実施機関に請求に係る情報の取得又は作成がなければ、不開示の決定をなすこととなる。本件処分はこの手続によったもので適正である。情報公開条例第6条第2項は、異議申立人が言う開示請求書の補正について、開示請求書に形式上の不備があると認めるときに、実施機関が当該開示請求者に補正を求めることができると定めているが、実施機関が行政情報開示請求日の補正を行うことを許容するものでない。

- 3 以上のとおりであるから、異議申立人のその余の主張については、審議するまでもなく、本件処分は妥当である。
- 4 よって、当審査会は、本件異議申立てに理由がないので、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成26年 9月18日	諮問の受理
②	同 年 10月 8日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 10月16日	審議
④	同 年 11月20日	審議
⑤	同 年 12月18日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑥	平成27年 2月19日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者

(五十音順)